

社労士受験メンバーズクラブ HIGH HOPE S 会員限定

【社会保険労務士試験】

2 択重要論点チェック

第5版

問題編

② 労働安全衛生法

<著作権について>

このテキストは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意いただきご利用下さい。

このテキストの著作権は作成者に属します。

著作権者の許可なく、このテキストの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

<テキストの構成と利用の仕方>

- ① 『2択重要論点チェック』は、問題集としての側面とテキストとしての側面を併せ持つQ&A形式の重要論点ポイント集です。あらかじめ、問題編の問題を解いた上で、解答・解説編及び付属の解説動画をご覧ください。
- ② 問題編の問題は、過去 10 数年間の本試験で複数回出題された論点と近年の法改正事項を中心として、知識記憶の定着度を高めることを目的に、紛らわしい内容の2つの選択肢から選ぶ形式としています。また、短時間での反復学習を可能とするため、問題文と選択肢からは余分な語句を取り除いて、全ての問題を論点のみを問うシンプルな構成にしています。1問あたり 30 秒から 60 秒を目安として、全問に正解できるまで繰り返し解いてください。
- ③ 問題は内容的な一定の体系に沿って配置されていますが、法律改正に伴って追加された問題は、適宜の箇所に枝番号を付して記載しています。また、法律改正及び本テキストの改定に伴って削除された問題は、従前の箇所に<削除>と記載し、問題番号はそのままにしています。
- ④ 解答・解説編は、単に問題の正解に至るまでの過程を記載することに留まらず、その問題に関連する内容や他の科目の類似規定、過去に出題された本試験問題の論点などを幅広く記載しています。内容的にボリュームがありますが、過去問とも連動する本試験合格に不可欠な知識のまとめとして、時間の許す限り、読み込むようにしてください。
- ⑤ 解答・解説編の本文には、各問題にかかる論点・知識を端的に理解して記憶することを目的として、一部簡略化された表記になっているものがございます。また、参照箇所や事例を示す記号等がある他には読解の際の理解の助けとなる図表やイラストを一切用いていませんが、これは、本試験問題が、文章のみの読解から内容を把握して解答が求められるものであることからそのようにしています。
- ⑥ 解答・解説編の本文に用いられている記号等の意味は次の通りです。
 - ・⇒cf. 【雇用問5】 …雇用保険法の『2択重要論点チェック』問5の解答・解説との比較(の参照・確認)を示します
 - ・ex.2 …2つ目の具体例であることを示します
 - ・(①) …問題の選択肢①の語句・表現が解説本文中に用いられている箇所を示します。正解選択肢となるものについては赤字で記載しています
- ⑦ 本テキストの内容は、配布日現在において公布され、令和6年4月1日までの施行が予定されている法令等に基づきます。

問1 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

法第1条は、労働安全衛生法の目的を「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、()」と定め、また、労働安全衛生法と労働条件についての一般法である労働基準法が一体としての関係に立つことを示している。

- ① 快適な職場環境の形成を促進すること ② 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置をとること

問2 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

法第1条には、労働災害を防止するための手段として、「()の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等」の総合的計画的な対策を推進することが掲げられ、本法に様々な規制事項が設けられている。

- ① 労働条件の最低基準 ② 危害防止基準

問3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

法第2条1号は、(A)の定義を、「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は(B)その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう」ものとしている。

- ① A:業務災害、B:作業環境 ② A:労働災害、B:作業行動

問4 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

労働安全衛生法における「事業者」は、労働基準法第10条に規定する「使用者」とはその概念を異にするもので、会社その他の法人組織においては()を指す。また、「労働者」は、労働基準法第9条に規定する「労働者」をいう。

- ① 法人の代表者 ② 当該法人

問5 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

法第3条1項は、事業者の責務を、「単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における()なければならない」と定めている。

- ① 安全衛生水準の向上に努め ② 労働者の安全と健康を確保するようにし

問6 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

法第3条2項では、機械、器具その他の設備の製造者、輸入者の責務として、機械、器具その他の設備の製造、輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の()なければならない旨が規定されている。

- ① 防止に資するように努め ② 防止のために必要な措置を講じ

問7 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

法第3条3項においては、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者について、その責務として、「施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を()」ことが規定されている。

- ① 附さないように配慮しなければならない ② 附してはならない

問8 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

労働安全衛生法は、事業者等の責務を明らかにするだけでなく、労働者についても、「労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に()。」と定めている。

- ① 協力するように努めなければならない ② 協力しなければならない

問9 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの1人を代表者として定め、これを仕事の開始の日の()届け出なければならない。

- ① 14 日前までに管轄の都道府県労働局長に ② 30 日前までに管轄の労働基準監督署長に

問10 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

ずい道等の建設又は圧気工法による作業を行う一定の建設業の事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の()に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

- ① 救助 ② 救護

問 11 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

いわゆるリスクアセスメントとしての、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する() (表示対象物及び通知対象物によるものを除く。)の調査は、事業者の努力義務となっている。

- ① 危害を防止するための法基準の遵守状況 ② 危険性又は有害性等

問 12 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

()元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者に対し、労働安全衛生法令に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。また、違反していると認めているときは是正のため必要な指示を行わなければならない。

- ① 建設業及び造船業の ② 業種の如何にかかわらず全ての

問 13 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

建設業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所、その他の一定の場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、()を講じなければならない。

- ① 技術上の指導その他の必要な措置 ② 当該場所に係る危険を防止するための措置

問 14 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、()を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

- ① 作業間の連絡及び調整 ② 協議組織の設置及び運営